#05 植林による温暖化対策 が知りたい地球温暖(

成長中の樹木は二酸化炭素を吸収してくれるそうですが、木はいずれ 枯れて朽ち果てるもので、そうなれば二酸化炭素を吐き出すことに なって、しょせん、植林などは温暖化対策としては一時しのぎではな いですか。

山形 与志樹 地球環境研究センター 主任研究員

確かに植林された樹木は、やがて伐採されるか、寿命がきて枯れる運命にありますので、森林におけ る炭素の蓄積量は減少します。しかし、土壌中に蓄えられた炭素は着実に増え続けてゆきます。植林 後の長期的な炭素ストックの平均値に着目すると、植林前の土地にあった炭素の蓄積量と比べて増 大しています。すなわち、植林による温暖化対策の効果は、短い間で増えたり減ったりする炭素量で はなく、長期的に見たときに森林全体に蓄えられる炭素蓄積の平均値を増大させる効果で評価することができます。

国立環境研究所 地球環境研究センター



私が答えます

更新情報 平成22年9月 28日 内容を一部更新

植林は土壌を含めた森林全体の

炭素蓄積を増大させる

英オックスフォード大学は、2006年に注目された言葉を対象と する「ワード・オブ・ザ・イヤー」に、企業が排出する温室効果ガスを 植林事業などにより相殺し、温室効果ガスの排出をゼロにする考え 方を示す「カーボン・ニュートラル」を選びました。しかし、植林され た木は、いつかは伐採されるか枯れてしまいます。それでも植林が 温暖化対策になる理由はどのように考えればよいのでしょうか。

この効果について考える鍵は、植林地において植林活動の前後で どのように状態が変化するかを比較することにあります。図1は、放 棄された農地等の荒地に対して植林を実施した場合について、樹木 の生長や伐採に伴う森林生態系(植林地の地上部と、根や土壌中を 含む地下部全体)における炭素の蓄積の変化の様子を、これまでの 研究知見に基づいて模式的に表したものです。

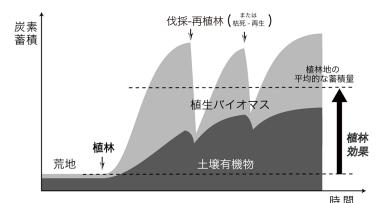


図1 植林の実施前後における炭素蓄積量の変化 本図は温帯林の土壌におけ る炭素蓄積変化を表しています。森林生長は暖かいところほど速いのですが、 土壌中炭素は、微生物分解による土壌呼吸が減少する寒いところほど大きく なることが知られています

森林生態系は、樹木の生長に伴い二酸化炭素(CO。)を吸収します。

一方、枯れ葉、枯れ枝、枯死木のすべてが、すぐに分解されて大気中 にCO。として還るわけではなく、炭素を含んだ土壌有機物として土 壌に蓄積し、少しずつ分解してCO。を放出してゆきます。図1は、植 生と土壌に蓄積される炭素が、植林と伐採(あるいは枯死)のサイク ルの中で、長期的にどう変化するかを示しています。森林の生長速 度は気候によって異なりますが、この図では、数十から数百年の間 に発生する変化が示されています。この図を見ると、確かに伐採に よって、森林における炭素の蓄積量は一時的に減少しますが、土壌 中に蓄えられた炭素は着実に増え続けていることがわかります。す なわち、植林後の森林では、伐採と再生のサイクルの中で、全体の炭 素の蓄積は徐々に増大してゆきます。そして世界平均では、森林土 壌中には植生中の炭素量の4倍もの炭素蓄積があることが知られて います。

さらに森林が成熟してゆくと、最終的には木の成長分と土壌にお ける有機物の分解が平衡状態になり、森林生態系としての炭素蓄積 の増大はストップします。植林後の長期的な炭素ストックの平均値 に着目すると、植林前の土地にあった炭素の蓄積量と比べて増大す ることがわかります。すなわち、植林による温暖化対策の効果は、短 い間で増えたり減ったりする炭素量ではなく、長期的に見たときに 森林全体に蓄えられる炭素蓄積の平均値を増大させる効果で評価 することができます。

バイオマス利用による温暖化対策効果 –カーボン・ニュートラル

また、伐採された木からCO。がすぐに排出されるわけではありま せん。伐採された木は、材木として住宅や家具に利用され、長い間に わたって炭素を保持し続けます。伐採や製材時の残材や廃材がバイ オマスエネルギーとして燃料に利用されれば、石油などの化石燃料 を代替することで石油などから排出される CO_2 の排出の削減につながり、温暖化対策に直接的に貢献することが可能になります。バイオマスの燃焼で排出される CO_2 は、もともと大気から森林に吸収された CO_2 ですから、バイオマスエネルギーの利用はカーボン・ニュートラルです。さらに、伐採後に森林を再生することで、排出された CO_2 を再び吸収することになりますから、植林とバイオマス利用のサイクルによる CO_2 排出削減効果は無制限に持続することが可能です。



'京都議定書で認められた

温暖化対策としての植林事業

植林活動が可能な土地は、残念ながら日本では限られていますが、世界的に見ると、特に途上国において、過去の森林破壊によって放置されている荒地がたくさんあります。このような土地に植林活動を実施することが、京都議定書において、クリーン開発メカニズム(Clean Development Mechanism: CDM)という途上国における温暖化対策として認められました。植林は温暖化対策として有効なだけではなく、荒廃した環境を回復し、生物多様性や水の保全、さらには持続可能な発展に貢献することができます。これらの副次的な便益も考えると、植林は"潤いのある"温暖化対策ということができるでしょう。しかし、植林対策により国連からCDMとしての認証を得るためには、植林に伴う追加的な炭素吸収量の算定や、地域に与える影響評価などの困難な課題があり、実際に実施されているCDMとして認められた植林活動は極めて限られているのが現状です。



さらにくわしく知りたい人のために



山形与志樹 (2006) 陸域生態系の炭素吸収源機能評価 一京都議定書の第2約束期間以降における検討にむけて—. http://www.cger.nies.go.jp/publications/report/d039/all_D039.pdf 小林紀之 (2008) 温暖化と森林 地球益を守る. 日本林業調査会.